

## 「令和2年度省エネ補助金（設備単位）の公募開始について」

省エネ補助金（設備単位）は、事業者が計画したエネルギー使用合理化の取組のうち、省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入に要する経費の一部を補助する事業を実施することにより、各部門の省エネルギーを推進し、もって、内外の経済的・社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的としております。

### ○補助対象事業

①国内で既に事業活動を営んでいる工場・事業場等において、現在使用している設備を本事業で定められたエネルギー消費効率等の基準を満たす補助対象設備に更新する事業であること。

※工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既設の設備を更新する場合は対象とする。

※新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する設備は対象外とする。

※既存の事業所において新たに設備を追加する増設の場合は対象外とする。

※故障等の事由により事業活動に供していない設備を更新する事業は対象外とする。

※専ら居住を目的とした事業所における設備更新は対象外とする。

②既存設備を補助対象設備へ更新して省エネルギー化を図る事業であること。

### ○補助対象事業者

- ・国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主
- ・直近の年度決算において債務超過となっていない事業者
- ・事業完了後にデータ取得を開始し、1か月分の省エネルギー量の実績値を基に1年分の省エネルギー量を算出し、事業完了後90日以内に成果報告を行う事業者であること。

### ○補助対象設備

- ・高効率空調 ・産業ヒートポンプ ・業務用給湯器 ・高性能ボイラ
- ・高効率コージェネレーション ・低炭素工業炉 ・変圧器
- ・冷凍冷蔵設備 ・産業用モータ

①更新前後で使用用途が同じであること

②兼用設備、将来用設備又は予備設備等でないこと

③中古品でないこと

④エネルギー消費を抑制する目的と関係のない機能やオプション等を追加していない設備であること

⑤その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること

○補助対象経費

補助対象設備に係る設備費のみとし、原則3者以上による価格競争等を実施した結果による最低価格を上限とする。

○補助率及び補助金限度額

補助率は、補助対象経費の3分の1以内とする。

補助金額の上限額及び下限額は、以下の通りとする。

上限額：1事業当たり 3,000万円以下      下限額：1事業当たり 30万円以上

○公募期間

2020年5月20日～6月30日

※8月下旬に採択発表、2021年1月29日までに設備を導入すること

○問い合わせ先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（設備単位）      0570-055-122

受付時間    平日 10：00～12：00、13：00～17：00

○参考資料

- ・一般社団法人環境共創イニシアチブホームページ

<https://sii.or.jp/cutback02/>

- ・省エネ補助金（設備単位）公募要領

[https://sii.or.jp/cutback02/uploads/setsubitani\\_kouboyoryo.pdf](https://sii.or.jp/cutback02/uploads/setsubitani_kouboyoryo.pdf)

- ・省エネ補助金パンフレット

<https://sii.or.jp/cutback02/uploads/panflet.pdf>